

使用許諾条件

北海道エヌエスソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、本 **Korkamuy Encryption**（以下「本ソフトウェア」といい、関連資料も含む。）の使用を、以下に定める条件（以下「本条件」という。）に基づいて使用する個人又は法人（以下「甲」という。）に対してのみ許諾する。なお、甲は、本ソフトウェアを使用した場合は、本条件に合意したものと見なす。

第1条（使用許諾）

乙は、甲に対し、本条件に基づき本ソフトウェアを日本国内において非独占的に使用することを許諾するものとする。

第2条（使用許諾の範囲）

- 1) 甲は、本ソフトウェアを販売、レンタル、リース、再許諾、修正、改変、翻案、逆アセンブル、又はデコンパイルしてはならない。
- 2) 甲は、本ソフトウェアを第三者に使用させてはならず、また第三者に使用させるための一切の行為をしてはならない。

第3条（無保証）

- 1) 乙は、自己の裁量に基づき、本ソフトウェアの機能の一部又は全部を、事前の予告及び甲の事前の承認を得ずに変更、更新することができるものとする。
- 2) 乙は、本ソフトウェアの機能の全部又は一部が作動又は使用できないことにつき、原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。
- 3) 乙は、本ソフトウェアと他のいかなるソフトウェアとの互換性も保証しないものとする。

第4条（著作権等）

- 1) 甲は、本条件に基づき本ソフトウェアの非独占的な使用权のみを取得し、本ソフトウェアに関し、その著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しないものとする。
- 2) 甲は、本ソフトウェアに表示されていた著作権を示す文言を削除してはならない。

第5条（免責）

第3条の事由により本ソフトウェアの一部又は全部が変更された場合、及び甲が第三者から知的財産権を侵害している旨の通知又は訴訟の提起を受けた場合をも含め、本ソフトウェアの使用から生じるいかなる損害に関しても一切の責任を乙は負わないものとする。

第6条（合意管轄）

本ソフトウェアに関する訴訟については、札幌地方裁判所又は室蘭簡易裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とする。

以上